

保護者様

安中市立磯部小学校
校長 櫻井 敦子

学校において予防すべき感染症と出席停止について

お子さんの具合はいかがでしょう。今回診断された疾病は、学校で予防すべき感染症に指定されています。そのため、医師からの登校許可が出るまで学校はお休みしてください。この期間は欠席ではなく出席停止扱いとなります。

病気が治癒して登校する際には、別紙「治癒証明書」を医師に記入していただき、学校へ提出して下さい。

記

	対 象 疾 患	出席停止期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、 南米出血熱、痘そう、マールブルグ病、ラッサ熱、 急性灰白髄炎、ペスト、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属MERS コロナウイルスであるものに限る)、新型コロナウイルス、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る)。	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。) 百日咳 麻疹(はしか) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 風疹 水痘(みずぼうそう) 咽頭結膜熱(プール熱) 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	<ul style="list-style-type: none"> ・発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで ・特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで ・解熱後3日を経過するまで ・耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ・発疹が消失するまで ・すべての発疹が痂皮化するまで ・主要症状が消失した後2日を経過するまで ・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、 腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の伝染病	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

⑨ 上記第2種の出席停止期間は基準であり、医師の診断結果によりこの限りではありません。

群馬県においては、第3種のその他の伝染病については、定めないとしています。

主治医様

ご多忙中恐れ入りますが、出席可能になりましたら、下記の証明書にご記入の上、保護者にお渡しください。

学校長 様

治癒証明書

____年 ____組 氏名

診断名

上記のものは、____月 ____日より出席停止になっていましたが、感染のおそれ
なくなりましたので、____月 ____日より出席可能です。

備 考

令和 ____年 ____月 ____日

医療機関名

医 師 名

Ⓜ